

警察における各種支援制度

警察では、被害にあわれた方の負担を少しでも和らげるため各種制度を設けており、被害直後から支援活動を行っています。

ただし、事件の内容等によっては利用できない制度もありますので、詳しくは担当の警察官にご確認ください。

◆ 被害者支援要員制度

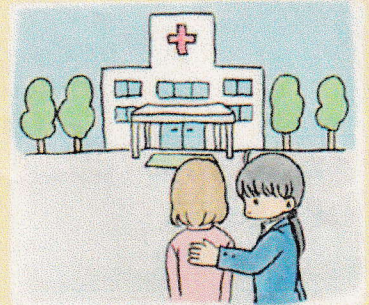
捜査を担当する警察官とは別に指定された警察官が被害者支援活動を行います。

- 付添い …………… 病院手配、自宅等への送迎
- ヒアリング …………… 心配事の相談、事情聴取の補助
- 関係団体の紹介 …………… 千葉CVS、その他関係団体への紹介等

◆ 被害者連絡制度

捜査を担当している警察官等が下記の事項等について連絡します。

- 捜査状況 …………… 捜査に支障のない範囲内の内容
- 犯人の検挙状況 …………… 犯人の検挙の有無、犯人の氏名等
- 逮捕した犯人の処分状況 送致した事件の起訴、不起訴等の処分結果



◆ 公費負担制度

犯罪の被害にあわれた方に対する精神的・経済的負担を軽減する目的で、その被害にかかる費用を警察で負担する制度です。

【怪我をした場合】

医療機関の診察を受けた際に発生する

- 初診料**…被害の怪我を理由として、医師の診察の初診に要した費用です。
(傷の消毒、縫合等の処置料は含みません。)
- 診断書料**…医療機関の医師が作成した診断書の発行費用です。
(警察の捜査のために必要とするものに限りません。)

【お亡くなりになられた場合】

- 遺体修復費**…司法解剖（捜査を目的とした解剖）を終えたご遺体に生じる縫合した痕等を化粧等により目立たなくする処置を施します。
- 遺体搬送費**…警察署からご自宅又はご遺族が希望する場所までご遺体を搬送した際に発生する費用です。

【そのほか利用できるもの】

- 一時避難措置費用**…ご自宅が犯罪によって引き続き住むことが困難な場合や犯人等から危害を加えられる恐れがある場合等にホテル等に避難するための費用です。
- ハウスクリーニング費用**…犯罪行為により被害にあわれた方のご自宅が血痕等により汚染された場合、業者による清掃ができます。
- カウンセリング費用**…心理的支援を必要とされる方が医療機関や相談機関に相談した際の費用です。